

## 1 「特定信書便事業」について

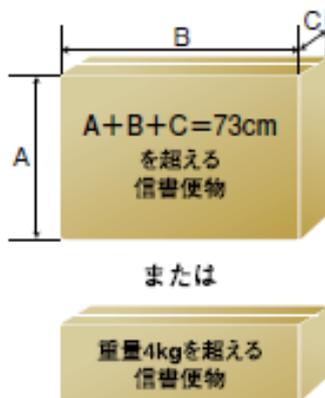
平成15年4月、民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）が施行され、それまで国の独占とされていた信書<sup>注</sup>の送達事業（信書便事業）について民間事業者の参入が可能となりました。

「特定信書便事業」は信書便法で規定されている信書便事業の類型の一つであり、以下に示す「1号役務」「2号役務」「3号役務」のいずれかを充たす事業です。

注：手紙やはがきなど、「特定の受取人に対し差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」。

### 1号役務

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。



#### 【例】

市役所本庁・支庁間の巡回集配サービス など

### 2号役務

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達する役務。



#### 【例】

バイクや自転車での急送サービス など

### 3号役務

その料金の額が800円を超える信書便を送達する役務。



800円を超える料金

#### 【例】

電報類似サービス、高セキュリティサービス など

## 2 北海道内の特定信書便事業への参入事業者一覧（21 事業者）

（事業許可順）

事業者	所在地	提供役務		
		1号	2号	3号
毎日軽自動車運送事業協同組合	札幌市白石区	○	○	
株式会社セイコーフレッシュフーズ	札幌市白石区	○		
キョーツー株式会社	函館市	○		
ヴィング運送協同組合	札幌市白石区	○	○	○
共通運送株式会社	札幌市白石区	○	○	○
株式会社富田通商	北見市	○	○	
心陽軽自動車運送協同組合	札幌市白石区	○	○	
有限会社マルケー物流	札幌市厚別区	○	○	○
下村速配有限会社	札幌市白石区	○	○	○
札幌急配株式会社	札幌市手稲区	○		○
大和梱包株式会社	札幌市白石区	○	○	○
武田運輸株式会社	札幌市東区	○		
A L S O K 北海道株式会社	札幌市北区	○		○
株式会社 Y K サービス	札幌市手稲区	○		○
赤帽北海道軽自動車運送協同組合	札幌市東区	○		○
北海道フーズ輸送株式会社	石狩市	○		○
株式会社道新サービスセンター（休止中）	札幌市中央区			○
アイ・リンク株式会社	札幌市白石区	○	○	
大志物流株式会社	旭川市	○		
株式会社ほくでんアソシエ	札幌市白石区	○		
北海道福山通運株式会社	札幌市東区	○		

（令和8年2月18日現在）

全国の特定制書便事業者については、

総務省ホームページ [https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei\\_g.html](https://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)  
をご覧ください。